

京都市告示第 372 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年12月1日

京都市長 門川大作

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	大原水0657号	左京区大原戸寺町327番地地先 同町331番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)